

(様式2)

計画作成年度	平成30年度
計画変更年度	令和2年度
計画主体	函南町

函南町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 函南町建設経済部産業振興課
所在地 静岡県田方郡函南町平井 717-13
電話番号 055-979-8113
FAX番号 055-978-3027
メールアドレス sangyo@town.kannami.shizuoka.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ハクビシン、ニホンジカ、カラス、サル、アナグマ、タヌキ
計画期間	令和元年度から令和3年度まで
対象地域	函南町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（平成29年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	水稻	7a 72千円
	豆類	1a 1千円
	果樹(柿等)	1a 55千円
	飼料作物(トウモロコシ)	17a 420千円
	野菜類(タケノコ、スィカ等)	25a 1,342千円
	芋類(サツマイモ、ジャガイモ、サトイモ)	13a 432千円
	小計	64a 2,322千円
ハクビシン	果樹(柿、ブドウ等)	2a 116千円
	飼料作物(トウモロコシ)	2a 67千円
	野菜類(スィカ、タケノコ等)	9a 495千円
	芋類(ジャガイモ、サトイモ等)	2a 62千円
	小計	15a 740千円
ニホンジカ	果樹(柿)	1a 21千円
	飼料作物(トウモロコシ)	2a 67千円
	野菜類(タケノコ、トマト等)	5a 634千円
	芋類(ジャガイモ)	1a 30千円
	小計	9a 752千円
カラス	現在のところ被害報告なし	— —
サル	現在のところ被害報告なし	— —
アナグマ	飼料作物(トウモロコシ)	0a 10千円
	小計	0a 10千円
タヌキ	野菜類(スィカ)	1a 30千円
	芋類(サツマイモ等)	1a 14千円
	小計	2a 44千円
合計		90a 3,868千円

(2) 被害の傾向

① イノシシ

イノシシによる被害は、春はたけのこの食害、夏から秋は水稲の踏み倒し及び食害、飼料作物（トウモロコシ）、野菜等の食害、冬はサツマイモ等の芋類の食害が発生しているほか、年間を通じて畑の農作物を掘り起こす被害が発生している。また近年では、木の実の不作などによるえさ不足から、ミミズなどを求め民家の庭先まで出没するなど、人への危害の恐れも生じている。被害区域は日守、畑毛、平井、丹那、畑、田代地区が主である。イノシシの生息状況の調査は実施していないが、足跡及び掘り起し等の痕跡から、主に町内の山間部に生息していると推測される。

② ハクビシン

ハクビシンによる被害は、町内のほぼ全域で発生している。各農家における被害面積は少ないが、その被害作物は多岐にわたっており、年々増加傾向にある。

また、市街地にある民家の屋根裏や縁の下に侵入し、糞害や夜間の騒音等の被害も発生している。

③ ニホンジカ

ニホンジカによる被害は、今までは狩野川流域では水稲を中心に報告されていたが、近年山間部を中心に目撃情報が多数寄せられており、被害作物の種類も増加している。

④ カラス

カラスによる被害は、今までは3月から5月頃にかけてキャベツ等の野菜類、5月から9月頃に丹那地区の家畜飼料の被害や乳牛の乳房をくちばして突いたり農作物以外の被害も報告されていたが、捕獲に関する取組みの成果により現在は農作物に被害がないものの今後は被害が発生することが懸念される。

⑤ サル

現在、町内に出没するサルは、箱根や伊豆地域に群れで生息しているサルが、群れから離れてしまったはぐれサルであり、移動中に町内に迷い込み、住宅地域に出没し住民に不安感を与える傾向がある。なお、現在は農作物に被害がないものの今後は被害が発生することが懸念される。

⑥ アナグマ

アナグマによる被害は、畑及び丹那地区においてトウモロコシを中心に報告されているが、民家での目撃報告が多く寄せられており、ハクビシンの被害と混同して考えられている可能性が高い。

⑦ タヌキ

タヌキによる被害は、平井、丹那、畑、田代地区を中心とした山間部全域が主であり、スイカなどの野菜類や芋類が中心である。民家での目撃情報が多く寄せられており、ハクビシンの被害と混同して考えられている可能性が高い。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（平成29年度）		目標値（令和3年度）	
イノシシ	64a	2,322千円	58a	2,090千円
ハクビシン	15a	740千円	14a	666千円
ニホンジカ	9a	752千円	8a	677千円
カラス	—	—	—	—
サル	—	—	—	—
アナグマ	0a	10千円	0a	9千円
タヌキ	2a	44千円	2a	40千円
合計	90a	3,868千円	82a	3,482千円

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題																					
捕獲等に関する取組	<p>田方猟友会函南分会に委託し、銃器及び箱わなを用いて捕獲を行っている。</p> <p>また、従来からある箱わなに追加して、平成29年度に町の備品としてイノシシ捕獲用箱わなを5基、ハクビシン捕獲用箱わなを11基新たに購入し、田方猟友会函南分会に貸出して、運用している。</p>	<p>猟友会員の高齢化、後継者不足。</p>																					
防護柵の設置等に関する取組	<p>平成21年度より、町内農業者が自ら町内の農地に防除柵等を設置する際に購入費の1/2を助成する補助事業を実施している。</p> <p>防除柵等設置事業費補助金交付実績</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>件数</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成24年度</td> <td>40件</td> <td>1,923千円</td> </tr> <tr> <td>平成25年度</td> <td>24件</td> <td>1,032千円</td> </tr> <tr> <td>平成26年度</td> <td>13件</td> <td>481千円</td> </tr> <tr> <td>平成27年度</td> <td>19件</td> <td>983千円</td> </tr> <tr> <td>平成28年度</td> <td>25件</td> <td>1,056千円</td> </tr> <tr> <td>平成29年度</td> <td>21件</td> <td>837千円</td> </tr> </tbody> </table>	年度	件数	金額	平成24年度	40件	1,923千円	平成25年度	24件	1,032千円	平成26年度	13件	481千円	平成27年度	19件	983千円	平成28年度	25件	1,056千円	平成29年度	21件	837千円	<p>防除柵等の設置後、適正な管理がなされないため、再度被害に遭うケースが増えている。適正な管理がなされるよう指導していく必要がある。</p> <p>個人の取り組みに対する補助であるため、対策を実施しなかった田畑に被害が集中、拡大してしまい、今後は集落単位での防除柵等の設置を検討していく必要がある。</p>
年度	件数	金額																					
平成24年度	40件	1,923千円																					
平成25年度	24件	1,032千円																					
平成26年度	13件	481千円																					
平成27年度	19件	983千円																					
平成28年度	25件	1,056千円																					
平成29年度	21件	837千円																					

(5) 今後の取組方針

<p>これまで、当町では有害鳥獣被害防止対策事業として、田方猟友会函南分会に有害鳥獣の捕獲について委託し、有害鳥獣パトロール及び有害鳥獣捕獲許可と農地を守るための防除柵等を設置する農業者への補助金の交付による被害防除対策を実施してきた。</p> <p>平成29年度の対象鳥獣の被害面積は90a、被害金額は3,868千円となっている。</p>
--

主な被害は、イノシシ、ハクビシン、ニホンジカによる飼育作物や芋類、野菜等の農作物被害が挙げられる。

また、カラス、サル、アナグマ、タヌキについては目撃情報が多く、人的被害及び農作物被害の発生が懸念されている。

函南町では被害防止計画を策定するにあたり、令和3年度の被害軽減目標を平成29年度の10%減の82a、3,482千円とした。

近年、農業者の防護に対する意識は高くなっているが、前記の目標を達成するため、今後は防除柵等の効果的な設置や適切な管理について、集落単位で被害対策のための研修会を実施するなどして、鳥獣被害に強い集落環境づくり（未収穫果実や収穫の残りの除去、耕作放棄地の解消、追払い運動等）を進めるよう支援する。

また、行政、農家、猟友会との連携を密にして、効率的な捕獲体制を確立する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

農業者等からの被害報告に基づく当該地区の区長又は部農会長からの駆除要請により有害鳥獣の捕獲事業を委託している田方猟友会函南分会が捕獲を行うが、今後は函南町鳥獣被害対策実施隊を組織し、捕獲事業を推進していく。

また、ニホンジカ、イノシシの捕獲に当たりライフル銃を必要とする場合もあると考えられるが、あくまで限定的な条件下での使用となるため、ライフル銃による捕獲については必要性等について慎重に検討する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和元年度	イノシシ、ハクビシン ニホンジカ、アナグマ タヌキ	有害鳥獣捕獲許可に基づき箱わなを設置。 定期的な見回り等により、鳥獣を捕獲した際には、田方猟友会函南分会による処理を実施。 箱わなについては、町が購入したものを田方猟友会函南分会へ貸出しする。 ハクビシン、アナグマ、タヌキについては、函南町鳥獣被害対策実施隊による捕獲、処理を実施し、箱わなについては、町が購入したものを貸出しする。 ニホンジカの捕獲については、県で実施している管理捕獲と連携を図りつつ対策を進める。
	カラス	田方猟友会函南分会と連携して、家畜飼料及び野菜被害が多発する地域で銃器による捕獲を行う。

	サル	サル捕獲用の箱わなを町で購入し、田方猟友会函南分会へ貸出しする。
令和2年度	イノシシ、ハクビシン ニホンジカ、アナグマ タヌキ	有害鳥獣捕獲許可に基づき箱わなを設置。 定期的な見回り等により、鳥獣を捕獲した際には、田方猟友会函南分会による処理を実施。 箱わなについては、町が購入したものを田方猟友会函南分会へ貸出しする。 ハクビシン、アナグマ、タヌキについては、函南町鳥獣被害対策実施隊による捕獲、処理を実施し、箱わなについては、町が購入したものを貸出しする。 ニホンジカの捕獲については、県で実施している管理捕獲と連携を図りつつ対策を進める。
	カラス	田方猟友会函南分会と連携して、家畜飼料及び野菜被害が多発する地域で銃器による捕獲を行う。
	サル	サル捕獲用の箱わなを町で購入し、田方猟友会函南分会へ貸出しする。
令和3年度	イノシシ・ハクビシン・ ニホンジカ、アナグマ タヌキ	有害鳥獣捕獲許可に基づき箱わなを設置。 定期的な見回り等により、鳥獣を捕獲した際には、田方猟友会函南分会による処理を実施。 箱わなについては、町が購入したものを田方猟友会函南分会へ貸出しする。 ハクビシン、アナグマ、タヌキについては、函南町鳥獣被害対策実施隊による捕獲、処理を実施し、箱わなについては、町が購入したものを貸出しする。 ニホンジカの捕獲については、県で実施している管理捕獲と連携を図りつつ対策を進める。
	カラス	田方猟友会函南分会と連携して、家畜飼料及び野菜被害が多発する地域で銃器による捕獲を行う。
	サル	サル捕獲用の箱わなを町で購入し、田方猟友会函南分会へ貸出しする。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方						
対象鳥獣の過去の捕獲実績						
鳥獣/年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1
イノシシ	109頭	100頭	178頭	193頭	278頭	277頭
ハクビシン	—	—	—	3頭	5頭	13頭
ニホンジカ	23頭	23頭	22頭	20頭	30頭	44頭
カラス	164羽	102羽	8羽	13羽	66羽	20羽
サル	—	—	—	0頭	0頭	—
アナグマ	—	—	—	2頭	8頭	4頭
タヌキ	—	—	—	—	—	—

※「—」は捕獲を実施していないことを示す。
※「0頭」は捕獲を実施したが捕獲できなかったことを示す。

○イノシシ
平成20年度以降、被害地域が年々拡大しており、積極的な捕獲を行う必要があり、平成27年度は年間100頭を捕獲していたが、平成30年度は278頭、令和元年度は277頭を捕獲した。令和2年度10月末時点で176頭捕獲されており、捕獲ペースが令和元年度より早いことや目撃数が増加していることから令和2、3年度の捕獲計画数を年間250頭から400頭とする。

○ハクビシン
町内の広範囲に生息しており、近年は農作物の被害が出るようになった。今後被害が拡大する恐れがあるため、捕獲計画数を年間10頭とする。

○ニホンジカ
町内の山間地域を中心に目撃報告、被害の発生があり、今後も拡大することが懸念される。平成30年度は30頭、令和元年度は44頭を捕獲したことから、令和2、3年度の捕獲計画数を年間40頭から50頭とする。

○カラス
町内全域に生息しており、ここ数年の有害鳥獣捕獲許可申請数及び捕獲数から、捕獲計画数を年間200羽としていたが、近年は生息数が減り、捕獲数が減少傾向にあるため、70羽とする。

○サル
現状では被害報告がないため、被害の発生状況に応じて箱わなによる対処捕獲と爆竹やロケット花火を利用した追い払いを実施することとし、捕獲計画数を年間2頭とする

○アナグマ
町内の山間地域を中心に目撃報告、被害の発生があり、今後も拡大することが懸念される。このため、被害の発生状況に応じ対処捕獲を実施することとし、令和元年度から令和3年度の捕獲計画数を年間10頭とする。

○タヌキ
町内の山間地域を中心に目撃報告、被害の発生があり、今後も拡大することが懸念さ

れる。このため、被害の発生状況に応じ対処捕獲を実施することとし、令和元年度から令和3年度の捕獲計画数を年間10頭とする。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度
イノシシ	250	400	400
ハクビシン	10	10	10
ニホンジカ	40	50	50
カラス	70	70	70
サル	2	2	2
アナグマ	10	10	10
タヌキ	10	10	10
合計	392	552	552

捕獲等の取組内容	
捕獲時期	4月1日から3月31日まで（狩猟期を含み通年とする。）
捕獲箇所	町内全域（鳥獣保護区、特定猟具使用禁止区域においても捕獲を実施する。）
捕獲方法	銃器、箱わな、くくりわなを用いて実施していく。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
ニホンジカ、イノシシの捕獲に当たりライフル銃を必要とする場合もあると考えられるが、あくまで限定的な条件下での使用となるため、ライフル銃による捕獲については必要性等について慎重に検討する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
函南町	対象鳥獣については権限移譲済

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度
イノシシ ハクビシン ニホンジカ カラス サル アナグマ タヌキ	防除柵等の設置に対し補助	防除柵等の設置に対し補助	防除柵等の設置に対し補助
補助率及び補助額	補助率 1 / 2 上限100千円	補助率 1 / 2 上限100千円	補助率 1 / 2 上限100千円
備 考	函南町有害鳥獣防除柵等設置事業費補助金交付要綱に定める補助の対象と認められる設備に限る。	函南町有害鳥獣防除柵等設置事業費補助金交付要綱に定める補助の対象と認められる設備に限る。	函南町有害鳥獣防除柵等設置事業費補助金交付要綱に定める補助の対象と認められる設備に限る。

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和元年度	イノシシ ハクビシン ニホンジカ カラス サル アナグマ タヌキ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 田方猟友会函南分会への有害鳥獣捕獲事業等業務委託を充実し、捕獲実績の向上を目指す。 ・ 被害地域住民からの目撃情報や関係団体からの通報を集約し、より効果的な捕獲体制が図れるよう田方猟友会函南分会へ情報提供し、わなの設置や銃器による捕獲を依頼する。 ・ 函南町鳥獣被害防止対策協議会を中心に野生動物の生態や被害対策などを検討するとともに、耕作放棄地や里山の適切な管理、耕作放棄地の再生、及び農地がえさ場とならないよう地域住民に研修会や勉強会を開催し啓発していく。 ・ 函南町鳥獣被害対策実施隊を設置し、勉強会や研修等を行い、活動準備を進める。
令和2年度	イノシシ ハクビシン ニホンジカ カラス サル	<ul style="list-style-type: none"> ・ 田方猟友会函南分会への有害鳥獣捕獲事業等業務委託を充実し、捕獲実績の向上を目指す。 ・ 被害地域住民からの目撃情報や関係団体からの通報を集約し、より効果的な捕獲体制が図れるよう田方猟友会函南分会へ情報提供し、わなの設置や銃に

	アナグマ タヌキ	<p>よる駆除を依頼する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 函南町鳥獣被害防止対策協議会を中心に野生動物の生態や被害対策などを検討するとともに、耕作放棄地や里山の適切な管理、耕作放棄地の再生、及び農地がえさ場とならないよう地域住民に研修会や勉強会を開催し啓発していく。 ・ イノシシ捕獲用の箱わなの購入。 ・ 函南町鳥獣被害対策実施隊については、町が補助した防除柵等の見回りや技術指導、必要に応じてハクビシン、アナグマ、タヌキの捕獲や処分等を行う。
令和3年度	イノシシ ハクビシン ニホンジカ カラス サル アナグマ タヌキ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 田方猟友会函南分会への有害鳥獣捕獲事業等業務委託を充実し、捕獲実績の向上を目指す。 ・ 被害地域住民からの目撃情報や関係団体からの通報を集約し、より効果的な捕獲体制が図れるよう田方猟友会函南分会へ情報提供し、わなの設置や銃による駆除を依頼する。 ・ 函南町鳥獣被害防止対策協議会を中心に野生動物の生態や被害対策などを検討するとともに、耕作放棄地や里山の適切な管理、耕作放棄地の再生、及び農地がえさ場とならないよう地域住民に研修会や勉強会を開催し啓発していく。 ・ イノシシ捕獲用の箱わなの購入。 ・ 函南町鳥獣被害対策実施隊については、町が補助した防除柵等の見回りや技術指導、必要に応じてハクビシン、アナグマ、タヌキの捕獲や処分等を行う。

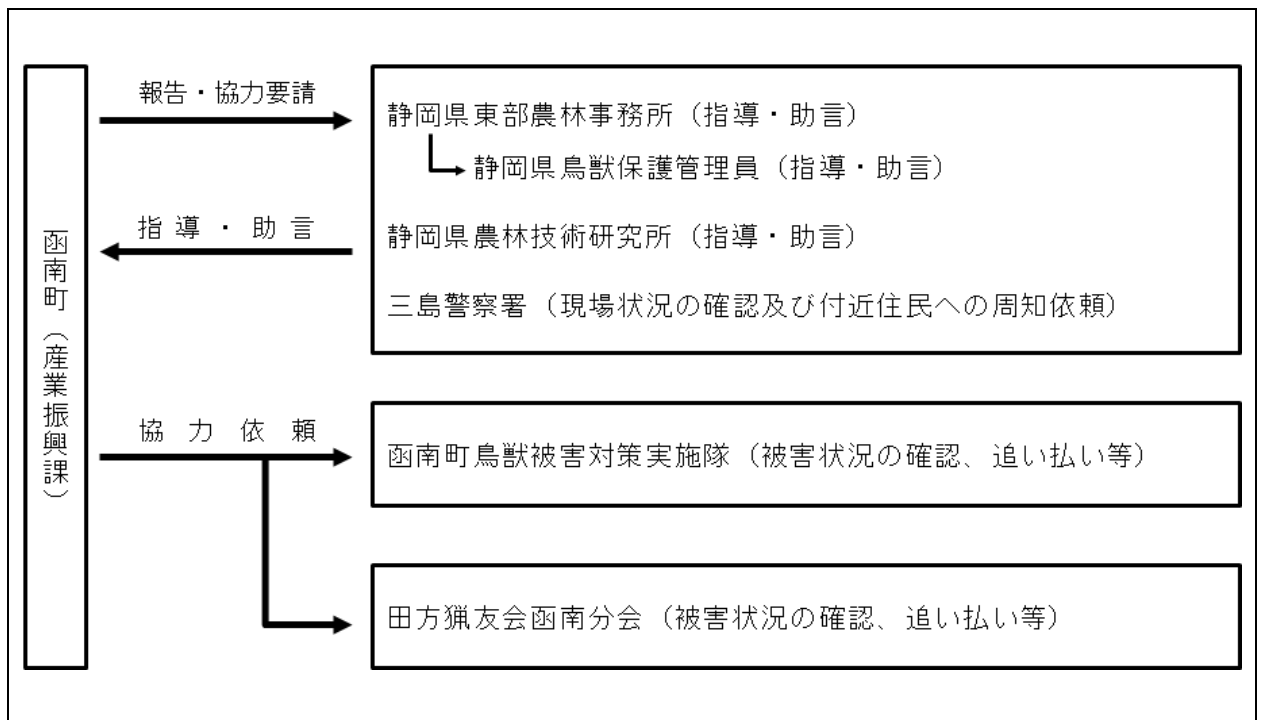
5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
函南町役場産業振興課	被害状況の情報収集と関係機関との連絡調整を行う
函南町鳥獣被害対策実施隊	田方猟友会函南分会と連携して被害状況を確認し、必要に応じて追い払い、捕獲活動を行う。
静岡県東部農林事務所	アドバイザーとして、対処方法の指導・助言を行う。

静岡県農林技術研究所 (森林・林業研究センター)	アドバイザーとして、対処方法の指導・助言を行う。
三島警察署	現場状況の確認、周辺住民の安全確保に係る周知を行う。
田方猟友会函南分会	函南町からの出動要請に基づき被害状況を確認し、必要に応じて追い払い、捕獲活動を行う。
静岡県鳥獣保護管理員	有害鳥獣関連情報の提供と鳥獣保護及び管理に関する指導・助言を行う。

(2) 緊急時の連絡体制



6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

- ・捕獲した有害鳥獣は、捕獲者による自家消費又は埋設処分若しくは函南町ごみ焼却場・リサイクルプラザへの搬入による焼却処分とする。
- ・学術的な研究及び保護が必要な場合等には、関係機関と協議する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

食肉利用の考え方としては自家消費とする。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	函南町有害鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
函南町	協議会の運営及び有害鳥獣対策の推進
田方猟友会函南分会	有害鳥獣情報の提供及び捕獲の実施
三島函南農業協同組合部農会長	各地区の被害状況の把握、要望等の集約
三島函南農業協同組合	有害鳥獣情報の提供及び捕獲対策への協力
函南東部農業協同組合	有害鳥獣情報の提供及び捕獲対策への協力
静岡県鳥獣保護管理員	有害鳥獣情報の提供と鳥獣保護及び管理に関する業務

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
静岡県東部農林事務所	アドバイザーとして、有害鳥獣被害防止に関する助言及び指導を行う。
静岡県農林技術研究所 (森林・林業研究センター)	アドバイザーとして、有害鳥獣被害防止技術の情報提供を行う。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

令和2年2月に函南町鳥獣被害対策実施隊を設置。町の職員等により構成する。活動内容は、防除柵等の見回りや農家への技術指導、ハクビシン、アナグマ、タヌキの捕獲、駆除、処分等の活動を実施する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

- ・対象鳥獣の捕獲及び駆除については、田方猟友会函南分会に業務委託して捕獲を行うほか、ハクビシン、アナグマ及びタヌキについては、函南町鳥獣被害対策実施隊による捕獲活動も実施する。
- ・近隣市町の被害発生状況や実施施策などの情報を共有し、連携して被害防止に向け体制を構築する。
- ・被害集落への防止対策等の普及啓発活動を展開していく。

(注) その他被害防止施策の実施体制に関する事項について記載する。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

被害防止対策に関して、県の助言及び指導を受け、函南町有害鳥獣被害防止対策協議会を主体として適切な対策を推進していく。

県内で不適切な電気柵の設置による感電事故が発生した事案を受け、安全確認のための正しい知識の普及や注意喚起等を関係機関と連携して行う。

被害防止対策の実施にあたっては、県と連携で実施した「鳥獣被害集落アンケート調査」の結果を検討し、対策を実施する地区、対象獣種を選定したうえで実施する。